

構造改革特別区域の第23次提案等に対する政府の対応方針(抜粋)

平成25年10月11日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成25年3月15日から4月15日までの間、構造改革特別区域(以下「特区」という。)に係る第23次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府において取りまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

別表2 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠 法令等	検討の概要
813	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、本年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。 本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。 <u>今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実方策について、入学定員の在り方も含め、引き続き、平成25年度中を目処に速やかに検討を行う。</u> 【平成22年3月25日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成24年度中を目途に速やかに検討」と改めて設定したもの】